

(令和3年3月29日 庁議)

		部 等 名	知事政策局
件名	日本生命保険相互会社との包括連携協定の締結について（報告）		
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本生命相互保険会社は、本県においても生命保険業を中心として多くの顧客や企業に、保険、金融サービスを提供している。 ○ 県と同社が連携した取り組みを進めることができれば、高齢者、障害者、子育て世代等へのサポートに加え、観光や県産品の県内外へのPRなどに関し、大きな効果が期待できる。 ○ 連携事業の調整を進めてきたところ、双方から幅広い取り組みの提案があったため、協議の結果、包括的な連携協定を締結することで合意した。 		
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 協定の締結 日本生命保険相互会社との包括連携協定を締結する。 2 協定の目的 相互の密接な連携及び協働により、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、県民が健康で豊かに暮らせる環境づくりを目的とする。 3 連携及び協力事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康増進に関すること (2) 子育て支援に関すること (3) 障がい者支援に関すること (4) 青少年育成に関すること (5) 男女共同参画に関すること (6) 中小企業支援に関すること (7) 観光振興および県産品の販路拡大に関すること (8) 環境保全対策に関すること (9) 「Power to Gas システム」の普及に関すること (10) 安心・安全な地域づくりに関すること (11) その他地域の活性化および県民サービスの向上に関すること 4 協定締結の方法 知事と日本生命保険相互会社代表取締役副社長執行役員による締結式を行う。 令和4年3月30日（水）午前11時30分（防災新館401・402会議室） 		

山梨県と日本生命保険相互会社との包括連携協定

山梨県（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、地域の活性化と県民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、県民が健康で豊かに暮らせる環境づくりと、地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し協力する。

- （1）健康増進に関すること
- （2）子育て支援に関すること
- （3）障がい者支援に関すること
- （4）青少年育成に関すること
- （5）男女共同参画に関すること
- （6）中小企業支援に関すること
- （7）観光振興および県産品の販路拡大に関すること
- （8）環境保全対策に関すること
- （9）「Power to Gas システム」の普及に関すること
- （10）安心・安全な地域づくりに関すること
- （11）その他地域の活性化および県民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。

3 甲及び乙は、第1項各号に定める事項を推進するため、県内市町村等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間満了の翌日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月30日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番11号
山梨県

山梨県知事

乙 大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号
日本生命保険相互会社

代表取締役副社長執行役員
